

楽しい連休に



教育目標

思いやりのある子ども
よく考えてしっかり学ぶ子ども
進んでからだをきたえる子ども

田村市立船引小学校
令和6年4月26日

新年度がスタートして3週間が過ぎました。新入生をはじめ、どの学年の児童も生き生きと活動する姿が見られることを大変うれしく思います。

さて、まもなくゴールデンウィークになります。交通事故や水難事故などがないように学校で指導します。ご家庭でも、時間を取りって話し合っていただき、充実した連休となるようお願いいたします。

1 外出について

- 遊んでよい場所や帰宅時刻を確かめる。
(どこへ、だれと、何をしに行き、何時までに帰るかを必ず家の人間に伝えてから出かける。)
※学校では、午後5時までに帰宅するよう指導しています。
- 学区外には子どもだけでは行かない。
- 見知らぬ人にはついて行かない。
 - ・ 一人遊びはできるだけしない。
 - ・ 不審者などにあつたら、「子ども110番の家」にかけ込む。
- 子どもだけで外出するときは、防犯グッズ(ブザー・笛)を持つ。

「いかのおすし」の確認と徹底を

- 知らない人についていかない
- 他人の車にのらない
- おおごえを出す
- すぐ逃げる
- 何かあつたらすぐしらせる



2 交通事故防止

- 自転車の乗り方について
 - ・ 体に合った、整備された自転車に乗る。
 - ・ 曲がり角や交差点、見通しの悪い所では、一旦停止をして安全を確認する。
 - ・ 信号や交通標識の指示を守る。
 - ・ 危険な乗り方（蛇行運転、二人乗り、横に並んでの運転、もの

を食べながらの運転、スピードの出し過ぎなど）はしない。

- ・ ヘルメットを着用する。

※ **ヘルメット着用が本校の自転車乗りの条件です。**

（道路交通法により、幼児および児童（13歳未満）に対するヘルメットの着用努力が義務付けられています。保護者が児童を自転車に同乗させる、もしくは、児童自身が自転車を運転する際、ヘルメットを着用するように努めなければなりません。）



※ 学校では、学年ごとに「乗ってもよい区域」を決め、指導しています。1・2年生は、道路は乗らないように指導しています。（詳しくは「安全な自転車の乗り方について」をご覧ください。）

※ 自転車損害賠償責任保険に加入してください。（令和4年4月1日から福島県自転車条例によって保険加入が義務となりました。）

- 自動車に乗るときは後部座席でもシートベルトを着用する。

- 歩き方について

- ・ 右側を歩く。・ 信号をよく見て横断する。
- ・ **飛び出し**をしない。（車の直前・直後の横断が特に危険）

3 水難事故

- 川、沼、池、貯水池などでは遊ばない。
- 釣りなどをする場合には、必ず大人の人と行くようとする。

4 火の取り扱い

- 火遊び・子どもだけの花火遊びは絶対にしない。
- ガスコンロを取り扱う際には、十分注意する。

5 お金の使い方

- 友達におごったり、おごられたりしない。
- ゲームセンターやお店には大人の人と一緒にに行く。
- 多額のお金や高価なカードは持ち歩かない。

6 メールやライン、インターネットの使い方

- きまりやマナーを守って使用する。
- ※ 午後7時30分からは、友だちにメールやLINEはしないこと。

7 公共の場所での過ごし方

- 図書館や公民館、公園などみんなが使う場所では、特にきまりやルールを守る。

事故等発生した場合は、学校0247-82-0044

緊急ダイヤル（伝言メッセージ）080-2365-3719まで

必ずお知らせください。